

道交法改正に伴い、普通MT免許の取得方法が変わります。

令和7年4月1日道路交通法の改正に伴い

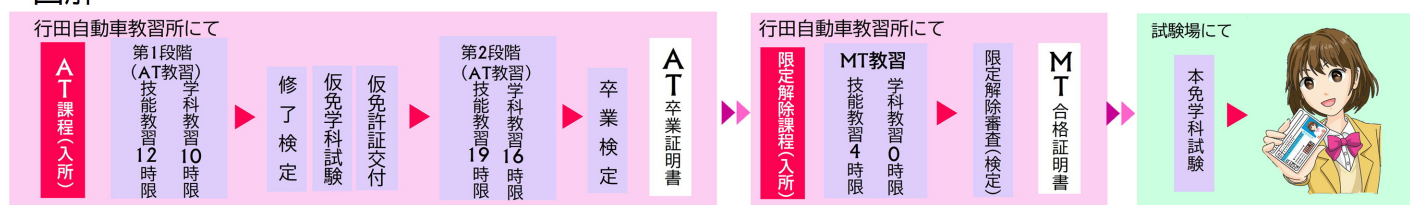
令和7年5月1日より行田自動車教習所(以下当社)では、「通学コース」のみ新しい普通MT免許の取得方法に移行いたします。

「合宿プラン」の移行時期につきましては決まり次第お知らせ致します。

AT免許+限定解除セット方式

AT車で31時限技能教習を受けた後AT車で卒業検定を合格し、その後AT限定解除で再入所していただき、MT車で4時限を受けMT車で場内での限定解除審査に合格後、試験場にて本免学科試験に合格で普通MT免許取得となります。

図解



当社では、令和7年4月30日ご入校の方には従来通りの方式(MT車で34時限、MT車で卒業検定)で教習を行いますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。